

南あわじ市デジタル防災行政無線システム  
再整備工事

《プロポーザル実施要領》

令和7年5月  
南あわじ市

## 《目次》

1. 事業目的	P 1
2. 工事の概要	P 1
3. 施設の概要	P 2
4. 参加資格	P 8
5. 実施スケジュール	P 9
6. 資料の閲覧及び配布	P 10
7. 参加表明に関する質問の受付及び回答	P 10
8. 参加表明書の提出及び参加資格の確認等	P 11
9. 企画提案に関する質問の受付及び回答	P 11
10. 企画提案書の提出	P 12
11. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	P 12
12. 選考要領	P 12
13. 契約の方法等	P 13
14. 失格事由	P 14
15. その他留意事項	P 14

## 1. 事業目的

本市が現在運用中のデジタル防災行政無線設備は整備後約10年が経過し、機器の老朽化が進んでいます。また、令和9年度となる令和10年3月には、現在導入している防災行政無線の生産が終了となるため、総務省が推奨する直進性の高い電波方式（QPSKナロー方式）に移行します。それに伴い、各家庭や事業所等に設置している戸別受信機の更新も行います。

デジタル防災行政無線設備の再整備にあたり、豊富な経験と専門知識を持つ事業者による再整備を進めるため、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、受注候補者として最適と考えられる事業者（以下「最優秀提案者」といいます。）を選定します。

## 2. 工事の概要

- (1)工事番号 南あ防災第7-12号
- (2)工事名 南あわじ市デジタル防災行政無線システム再整備工事
- (3)工事内容 別紙「南あわじ市デジタル防災行政無線システム再整備工事要求仕様書」のとおり
- (4)履行期間 契約締結日翌日から令和10年3月31日まで  
※継続費に基づく複数年契約
- (5)仮契約予定日 令和7年8月13日（下記13参照）
- (6)工事費 1,934,000千円（消費税及び消費税相当額を含む）以内  
<各会計年度の上限額>
- ・令和7年度 617,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
  - ・令和8年度 634,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
  - ・令和9年度 683,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものです。
- (7)支払条件
- ① 前払金 有
  - ② 部分払 有
  - ③ 年割支払 有
- (8)担当事務局（書類提出・問い合わせ先）
- 南あわじ市危機管理部危機管理課
- 〒656-0492 南あわじ市市善光寺2番地1（南あわじ市役所本館3階）
- TEL:0799-43-5203、FAX:0799-43-5303
- E-mail:[kikikanri@city.minamiawaji.hyogo.jp](mailto:kikikanri@city.minamiawaji.hyogo.jp)

### 3. 現行施設の概要

#### 【親局設備】

N o	機器名	規格	数量
1	操作卓	選択呼出部、自動送出部、 被遠隔制御部	1台
2	60MHzデジタル送受信装置	通信波用 現用/予備 架型 10w	1架
3	時差放送部		1個
4	監視制御部	アンサーバック付き 子局監視制御用	1個
5	遠方監視制御部	中継局監視用	1個
6	被遠隔制御部	遠隔制御装置用	1個
7	サイレンパターン部	F3E（電子サイレン）	1個
8	ミュージックチャイム	ICカード式	1台
9	チャイム用カード		1枚
10	自動プログラム送出装置	B2型ディスク録音制御式	1台
11	CDデッキ卓	卓のみ	1台
12	CDデッキ	編集用	1台
13	自動通信記録装置	レーザープリンタ+専用ソフト	1台
14	親局音声通話用遠隔制御器		1台
15	遠隔制御装置	B型	2台
16	電子地図表示盤	50インチPDP	1面
17	電源装置（継続利用可能）	48V 25A×2 400Ah	1台
18	耐雷トランス（継続利用可能）	屋内据置型 5kVA (単相100V)	1台
19	空中線	60MHz 3素子八木型	1基
20	空中線フィルタ	60MHz	1台
21	同軸避雷針	60MHz	1個
22	空中線柱（継続利用可能）	SS-400	1本
23	避雷針（継続利用可能）	JIS中型突針	1本
24	戸別受信機	モニター用	1台
25	J-ALERT連動自動起動装置		1台
26	J-ALERT受信装置		1台

### 【中継局設備】

No	機器名	規格	数量
1	無線送受信装置	親局向けアプローチ回線用 5wラック型	4架
2	無線送受信装置	子局向けサービス波用	4架
3	被遠方監視制御部	対親局	4個
4	直流電源装置（継続利用可能）	48V 25A×2 50Ah	4台
5	耐雷トランス（継続利用可能）	屋内据置型 5kVA (単相100V)	4台
6	空中線	60MHz 3素子八木型 (親局向け用)	4基
7	空中線	60MHz 3素子八木型 (子局向け用)	4基
8	空中線フィルタ	60MHz 親局向け・子局向け	8台
9	同軸避雷器	60MHz 親局向け・子局向け	8個
10	空中線柱	組立鋼管柱 柱体内配線・ 環境色塗装	4本
11	避雷針	JIS中型突針	4本
12	オートリセットブレーカー		4台
13	発動発電機（継続利用可能）	5kVA自動起動	4台
14	中継局舎（継続利用可能）		3式

### 【簡易中継局設備】

No	機器名	規格	数量
1	無線送受信装置	1W以下（電源部、端子部含む）	4式
2	空中線	60MHz 3素子八木型 (親局向け用)	8基
3	空中線	60MHz 3素子八木型 (子局向け用)	8基
4	空中線柱	組立鋼管柱 柱体内配線・ 環境色塗装	4本
5	避雷針	JIS中型突針	2本
6	電源接続箱	自復型遮断器付	4台
7	同軸避雷器	60MHz	16個
8	空中線フィルタ	60MHz	16個

【屋外拡声子局設備】

No	機器名	規格	数量
1	屋外受信拡声装置	1W以下アンサーバック機能付き 120W	124台
2	空中線	60MHz 3素子八木型 (送受信用)	124基
3	空中線柱 (継続利用可能)	組立鋼管柱 柱体内配線・ 環境色塗装	2本
4	空中線柱 (継続利用可能)	S-610	4本
5	空中線柱 (継続利用可能)	Z-6	4本
6	避雷針 (継続利用可能)	JIS 中型突針	2本
7	電源接続箱	自復型遮断器付	124台
8	トランペットスピーカ	レフレックス型30W 標準色	189台
9	トランペットスピーカ	ストレート型30W 標準色	171台
10	トランペットスピーカ	レフレックス型50W 標準色	59台
11	外部接続箱	3型 アンサーバック音声交信用	124台
12	モーターサイレン制御部	F2D用	91台
13	モーターサイレン (継続利用可能)	SBGM750P (無指向)	20台
14	モーターサイレン (継続利用可能)	N-BQR-7A (3方向) 2.2 KW	2台
15	モーターサイレン (継続利用可能)	VQR-6W-7A 3.7KW	1台
16	モーターサイレン用制御盤 (継続利用可能)	0.75KW~3KW	91台

【戸別受信局設備】

No	機器名	規格	数量
1	戸別受信機	自動録音対応型 ロッド空中線 乾電池付 50Ω-75Ω ハイブリッド型	19,500台
2	空中線	戸別受信機用ダイポール	2,000基
3	空中線	戸別受信機用3素子八木型	300基

### 【CATV連携設備】

No	機器名	規格	数量
	センター設備		
1	無線送受信装置		
2	E/O装置フレーム		
3	E/O装置		
4	O/E装置フレーム		
5	O/E装置		
6	アップコンバータ		
7	アッテネータ		
8	インピーダンス変換器		
	宅内設備		
1	2分配器（1m×2、4CFB） （継続利用可能）	CATV入力分配用	2,000台
2	2混合器（継続利用可能）	外部アンテナ混合用	1,000台

### 【防災情報管理設備】

No	機器名	規格	数量
1	防災情報サーバ		1台
2	瞬停対策用UPS		1台
3	KVMコンソール		1式
4	防災情報システム操作端末 本体		1台
5	防災情報システム操作端末 モニター		1台
6	サーバーラック		1式
7	プリンター		1台

### 【複数メディア連携設備】

No	機器名	規格	数量
1	複数メディアサーバ		1式
2	クライアントPC		1台
3	モニター		1台
4	SMART-USP RT 1 500VA 100V		1台

5	H P T F T 7 6 0 0 G 2 K V Mコンソール	※防災情報サーバと兼用	1 台
6	1 9 インチラック	※防災情報サーバと兼用	
7	ファイアーウォール	※防災情報サーバと兼用	
8	L 2 スイッチ	※防災情報サーバと兼用	
9	L 3 スイッチ		

### 【監視カメラ】

N o	機器名	規格	数量
	センター設備		
1	ネットワークディスクレコーダー		1 台
2	増設用HDD (4TB)		9 台
3	Webサーバー		1 式
4	認証サーバー		1 式
5	スイッチングHUB	0 1 3 5 R Z 5	1 台
6	メディアコンバータ	0 0 2 1 R	1 台
7	メディアコンバータ	0 0 1 9 R	2 台
8	メディアコンバータ設置金具	0 0 5 7 R	1 台
9	無停電電源装置		1 台
1 0	無停電電源装置用 ネットワークカード		1 台
	CA連携設備		
1	ネットワークビデオデコーダー		3 式
2	ネットワークビデオデコーダー 設置金具	Y B S K G 0 2 4	1 式
3	ネットワークビデオデコーダー 設置金具	Y B S K G 0 2 5	1 式
4	ネットワークビデオエンコーダー		1 式
5	ネットワークビデオエンコーダー 設置金具		1 式
6	映像セレクター		1 式
7	映像セレクター設置金具		1 式
8	映像コンバータ		1 式
9	映像コンバータ設置金具		1 式
1 0	映像スイッチャー		1 式

1 1	映像スイッチャー設置金具		1 式
1 2	フレームシンクロナイザー		2 式
	監視カメラ設備		
1	ドーム型プリセット コンビネーションカメラ		1 7 台
2	取付金具		1 7 台
3	スイッチングHUB		1 6 台
4	スイッチングHUB設置金具		1 6 台
5	メディアコンバータ	0 0 1 8 R	1 0 台
6	メディアコンバータ	0 0 2 0 R	5 台
7	メディアコンバータ設置金具	0 0 3 7 R	1 6 台
8	無停電電源装置		1 7 台
9	E t h e r n e t 避雷器		1 6 台
1 0	電源制御ユニット		1 6 台
1 1	ブロードバンドルータ		1 台
1 2	ブロードバンドルータ設置金具		1 台
1 3	耐雷トランス		1 0 台
1 4	光接続箱		1 0 台
1 5	収容盤		1 0 台
	センサー、サブセンサー（6箇所）		
1	スイッチングHUB		5 台
2	メディアコンバータ	0 0 2 1 R	5 台
3	メディアコンバータ	0 0 2 0 R	1 台
4	メディアコンバータ	0 0 1 9 R	1 2 台
5	メディアコンバータ	0 0 1 8 R	4 台
6	メディアコンバータ設置金具	0 0 5 7 R	5 台

### 【気象観測】

N o	機器名	規格	数量
	センターデータ収容装置		
1	観測データ収集サーバ		1 台
2	データ表示・蓄積装置		1 台
	ネットワーク機器		
1	ネットワーク機器		1 台
	気象観測局		

	風向風速計	気象庁検定付	1台
	温室度計（強制通風筒式）	気象庁検定付	1台
	雨量計	気象庁検定付、ヒータ付	1台
	気圧計	気象庁検定付	1台
	データ処理装置		1台
	UPS		1台
	<b>雨量観測局</b>		
	雨量計	気象庁検定付、ヒータ付	3台
	データ処理装置		3台
	UPS		3台

#### 【映像表示設備】

No	機器名	規格	数量
	業務用LCDモニター		
1	98V型4KLCD		1台
2	移動式スタンド		1台
	ラック		
1	RGB入力DVI出力変換器		4台
2	L2スイッチングHUB		1台
3	演台20U木扉黒		1台

## 4. 参加資格

公告日において、南あわじ市契約規則第3条に定める工事契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件をすべて満たしているものとします。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)公告の日から最優秀提案者の特定の日までの間に、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (4)法人税、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本店・支店がある場合には、本市の市民税・固定資産税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを

受けている者を除く。)

- (5)事業の実施に際し、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (6)南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条各号に規定される事業者ではないこと。（※資格要件確認のため、警察に照会する場合があります。）
- (7)建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有すること。また、公告日時点における経営事項審査結果に関する電気通信工事の総合評定値（P）が1,100点以上であること。
- (8)令和7年4月1日から起算して過去10年以内に国または地方公共団体と60MHz帯デジタル同報系防災行政無線システム（親局設備及び屋外拡声子局設備を含むこと）の構築業務を元請けとして契約を締結し完了した実績があること。（※同種事業実績（様式第3号）提出）
- (9)近畿圏内（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県）において本社・本店（主たる営業所）または本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受け電気通信工事業に係る建設業の許可を受けた支店・営業所（従たる営業所）を有すること。
- (10)建設業法の規定による監理技術者（電気通信工事）を専任で配置できること。なお、配置予定技術者は、参加表明書提出の日以前において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (11)令和5・6・7年度南あわじ市競争入札参加資格者名簿「建設工事」に登録され、競争入札参加者の資格を得ていること。（※南あわじ市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「競争参加資格希望業種表」で「電気通信工事」を選択していること。）

## 5. 実施スケジュール

プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは、次のとおりとします。

①	公募開始	令和7年5月15日（木）
②	資料の閲覧及び配布期間	令和7年5月15日（木） ～令和7年5月25日（日）
③	参加表明に関する質問書の提出期限	令和7年5月20日（火）正午必着
④	参加表明に関する質問への回答期限	令和7年5月22日（木）
⑤	参加表明書等の提出期限	令和7年5月26日（月）正午必着
⑥	参加資格確認通知書の通知及び企画提案書提出の要請	令和7年6月4日（水）
⑦	参加資格がないとした理由の説明要	上記⑥通知日翌日から7日以内

	求期間	
⑧	質問書の提出期限	令和7年6月20日（金）正午必着
⑨	質問に対する回答期限	令和7年6月25日（水）
⑩	企画提案書の提出期限	令和7年7月2日（水）正午必着
⑪	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月16日（水）（予定）
⑫	優先交渉権者の特定	令和7年7月下旬（予定）
⑬	優先交渉権者との協議・交渉・見積 依頼	令和7年7月下旬～8月上旬（予定）
⑭	仮契約	令和7年8月13日（水）（予定）

※提出書類については、期限内に提出してください。期限を過ぎて提出されたものについては、受理しません。

## 6. 資料の閲覧及び配布

- (1)配布期間 令和7年5月15日（木）から 令和7年5月25日（日）まで  
(2)配布方法 市ホームページよりダウンロードしてください。  
(3)閲覧場所 市危機管理部危機管理課窓口又は市ホームページ

※ただし、提出期限の前日までとし、窓口での閲覧については、南あわじ市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

## 7. 参加表明に関する質問の受付及び回答

参加表明の手続きに伴う本実施要領、仕様書及び様式に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

提出期限：令和7年5月20日（火） 正午必着

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとします。）

提出方法：質問書（様式第14号）を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信してください。（口頭等は認めません。）

送信先：担当事務局

※送信後、必ず電話により受信確認をしてください。

回答期限：令和7年5月22日（木）

回答方法：質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、南あわじ市ホームページに掲載します。なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

## 8. 参加表明書の提出及び参加資格の確認等

本プロポーザルに参加する者は、以下のとおり必要書類等を添えて参加表明書を提出してください。

### (1)参加表明書等の提出

- ・提出期限：令和7年5月26日（月）正午必着  
（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとします。）
- ・提出先：担当事務局
- ・提出方法：持参又は郵送（簡易書留など配達記録が残るものに限ります）
- ・提出部数：各書類 正本1部、副本1部
- ・提出書類：別紙1「参加表明書提出時提出書類一覧」

### (2)プロポーザル参加資格の確認及び通知

(1)において提出された書類等について、参加資格要件を満たしているか否かを審査・確認し、その結果を参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知します。正文については、別途郵送により送付します。

- ・参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができます。
- ・上記の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

### (3)参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送によりプロポーザル辞退届（様式第13号）を担当事務局へ提出してください。

## 9. 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

提出期限：令和7年6月20日（金）正午必着

提出方法：質問書（様式第14号）を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信してください。（口頭等は認めません。）

送信先： 担当事務局

※送信後、必ず電話により受信確認をしてください。

回答期限：令和7年6月25日（水）

回答方法：質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、全ての参加者に対し電子メール又はFAXにより送付します。

## 10. 企画提案書の提出

企画提案書は、指定する日までに、以下により必要書類等を添えて事務局に提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

(1)提出期限 令和7年7月2日(水)正午必着

※ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとします。

(2)提出方法 持参又は郵送(配達記録が残る方法)

(3)提出部数 各書類正本1部、副本10部

(A3折込項の挿入を含めA4サイズにて統一)

(4)提出書類 別紙2「優先交渉権者選考に係る企画提案書提出時提出書類一覧」を参照

## 11. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」といいます。)を実施します。なお、実施の詳細等については、後日参加者に通知します。また、ヒアリング等は非公開とします。

実施日：令和7年7月16日(水)(予定)

実施場所：南あわじ市役所 会議室(予定)

出席者：1事業者3名まで

実施内容：1事業者あたり60分程度を予定

(プレゼンテーション：20分程度、ヒアリング：40分程度を予定)

説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明してください。(説明内容が著しく相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合があります。)

機材等：ヒアリング等の際に機材等を使用する場合は、担当事務局へ事前に申し出てください。なお、機材等のうち机、椅子、電源、スクリーン及びホワイトボードは、必要に応じて事務局で用意します。

順番：ヒアリング等の順番については、企画提案書の受付順とします。

## 12. 選考要領

(1)審査委員会

本プロポーザルの特定に関する審査は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例(平成22年南あわじ市条例第47号)に基づき、南あわじ市プロポーザル審査委員会(以

下「審査委員会」といいます。)において実施します。なお、審査委員会は非公開とします。

#### (2)審査基準等

企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙3「審

査項目及び審査基準の概要」のとおりとします。

#### (3)審査方法

審査は、提出書類の審査及びヒアリング等による審査とします。

#### (4)選考方法

①各審査委員の採点を集計し、合計点数が最も高い者を最優秀提案者とします。

②集計した合計点数が同点の場合は、提案内容評価の合計点数が高い者を上位とします。また、提案内容評価の点数も同点の場合は、委員による多数決とし、同数となった場合は、委員長の決定によるものとする。

③本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施します。

#### (5)審査結果

審査結果については、書面により通知するとともに、南あわじ市ホームページで公表します。なお、選考の過程は非公開とします。

①最優秀提案者として特定されなかった者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に書面(任意様式)により説明を求めることができます。

②上記の説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して10日(市の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

## 13. 契約の方法等

#### (1)契約の締結

上記12により特定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与えられるものとします。最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議し、その協議に基づいた内容について見積書の提出を求め、契約を締結します。ただし、この契約は、議会の議決を経ることで契約の効力が発生する仮契約となります。なお、この協議が不調となった場合、又は最優秀提案者が契約締結するまでの間に下記14の失格事由に該当した場合は、次順位の提案者(基準点未満の者を除く。)と協議できるものとします。

#### (2)契約保証金

最優秀提案者は、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付

しなければなりません。ただし、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」といいます。）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるものとします。

### (3)契約書

原則、本市が用意した契約書様式を使用するものとします。

### (4)その他

その他の契約条件は、契約規則及び南あわじ市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとします。

## 14. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとします。

- (1)定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「提案書等」といいます。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2)提案書等の内容が、この要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3)提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4)審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。

## 15. その他留意事項

- (1)参加報奨金は支払いません。（企画提案に要する費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とします。）
- (2)提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (3)提出された提案書等については返却しません。
- (4)提出された提案書等は、最優秀提案者の特定のために使用し、又は複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとします。
- (5)提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (6)提案書等の著作権は、南あわじ市に帰属することとします。但し、南あわじ市と随意契約を締結しなかった参加者が提出した提案書等の著作権については、提出者に帰属するものとします。
- (7)提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）に基づき、公表することがあります。ただし、同条

例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではありません。

(8)同一の参加者が、複数の企画提案をすることはできません。

(9)最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、契約の締結前に提出していただくこととなります。

(10)本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはなりません。

(11)その他定めのない事項については、別途協議することとします。

## 別紙 1 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
①プロポーザル参加表明書（様式第1号）	正1部、副1部
②事業所概要（様式第2号）	正1部、副1部
③同種事業実績（様式第3号） ・主な実績を記載してください。 ・記載した事業の確認資料としてコリンズ実績データを添付してください。	正1部、副1部
④配置予定技術者の経歴調書（様式5号）	正1部、副1部
⑤経営規模等評価結果通知書の写し ・公告から契約予定日までの間に有効期限が到来するときは、その満了日までに更新後の通知書を追加で提出してください。	正1部、副1部
⑥納税証明書 ★ ア) 国税＝（法人）その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （個人）その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ) 地方税＝証明日現在で、南あわじ市税に係る未納税額のない証明 ※1 地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所が南あわじ市にある場合のみ ※2 最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可	正1部、副1部

※上記の図書を1セットとし、正1部及び副1部として調製してください。書類の用紙サイズは原則A4判（A3判による折込頁の挿入は可。）

※ ★印の証明書は、証明年月日が参加表明書提出時以前の3ヶ月以内のもの（写し可）を提出してください。

## 別紙 2 優先交渉権者選考に係る企画提案書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
①企画提案書（様式第 4 号）	正 1 部、副 1 0 部
②事業所概要（様式第 2 号※参加表明書提出時書類再添付）	副 1 1 部
③同種事業実績（様式第 3 号※参加表明書提出時書類再添付。 コリンズ実績データは不要）	副 1 1 部
④配置予定技術者の経歴調書（様式 5 号※参加表明書提出時書類再添付）	副 1 1 部
⑤経費見積書（様式第 6 号）  ・整備工事にかかる経費（提案事業費はすべての仕様外の独自機能を含むものとする）  ・令和 8 年度～令和 1 8 年度の 1 0 年間の保守にかかる経費	正 1 部、副 1 0 部
⑥見積明細書（様式自由）	正 1 部、副 1 0 部
⑦施工体系図（様式自由）  ・元請業者、下請業者の体制、役割がわかるもの	正 1 部、副 1 0 部

別紙3 審査項目等の概要

種別	評価項目	評価細項目	審査内容
企業評価	①会社・事業所の概要	会社・事業所の概要	事業所として信頼できる経営規模、履行能力、財務状況等について評価します
	②工事実施体制	工事の実施体制及び配置技術者について	本工事の実施にあたり、円滑で住民及び発注者への負担の少ない施工体制が構築可能かについて評価します 工事実施に必要な資格・技術・経験等を有する技術者の配置について確認します
		工事の実施スケジュール	提案が本市の構想と合致しており、現実的なスケジュールかについて評価します
		個人情報保護	個人情報の取り扱いについて適切な体制がとられているかについて評価します
	③仕様を満たしているか	仕様書記載内容の充足度	本工事に対する基本的な考え方や実施方法等のコンセプトに合致しているかについて評価します
提案内容評価	④防災行政無線システムについて	防災行政無線システムの概要	システム全体の妥当性、信頼性、可用性について評価します 付加機能、設計思想等で加点すべきものがあるかについて評価します
		屋外拡声子局の性能	機能、堅牢性、可用性について評価します 付加機能、設計思想等で加点すべきものがあるかについて評価します
		放送卓の操作性、画面の見やすさ	放送先選択時など簡易な操作で迅速に実行できるか、また、直感的に操作が可能か、最小限の操作で放送が可能か、誤放送を防ぐ手段があるかといった項目について評価します
		災害時の浸水対策等	災害時に受ける様々な外的要因に対する耐性について評価します
		システムの継続性	更新期間中の新旧システムの運用・切替方法について評価します
		提案事業費の範囲内で追加できる仕様外の独自機能等	仕様にない機能で市の運用に有利な独自機能があるかについて評価します

⑤戸別受信機について	音量及び音量調整について	音量調整が可能で緊急通報時には最大音量で放送されるか等について評価します
	戸別受信機の操作性等	ボタンなどの大きさ、操作性、機能の表示は良好かについて評価します また、有線共用機能について確認します
	提案事業費の範囲内で追加できる仕様外の独自機能	メーカー独自の機能、有利な構造などを備えているかについて評価します
⑥防災情報管理システムについて	画面レイアウト、操作性について	情報が整理され見やすい画面となっているか、操作性は良好か、目的の機能まで少ない操作でアクセスできるかなどについて評価します。
	提案事業費の範囲内で追加できる仕様外の追加機能	整備工事や運用面で市にメリットがあれば加点します
⑦防災カメラシステム	CATV連携機能	システム構成の適当性、操作の簡易性について評価します
	庁舎内LAN配信機能	庁舎内LANから防災カメラの映像を特別なソフトウェアを利用することなく確認できる機能や 特定の端末からの、解像度・フレームレートの高い映像を閲覧できる機能の有無等について評価します
	Web配信の操作性、見やすさ	Web配信画面の操作性はよいか、見やすい画面となっているか等について評価します
	カメラ制御部の機能	操作性は良いか、プリセット記録等が可能か、カメラ操作時のWeb配信の更新制御は可能か等について評価します
	録画機能	すべてのカメラの映像を一定期間保存することが可能か。録画した映像の再生はし易いか。画面は見やすいか等について評価します
⑧市内業者の活用	市内業者活用の具体性 (整備時・保守時)	更新工事及び戸別受信機の保守に対して市内業者を活用した具体的な提案があるかについて評価します
⑨その他PRポイント	提案事業費の範囲内で追加できる付加機能等	市の構想に合致した追加機能等の提案があるかについて評価します

	⑩保守について	保守体制(定期メンテナンス、障害発生時応急体制、問合せ受付等)	安定的な保守を実施する体制を構築できるかや緊急時には即時対応できる体制が構築できるか また、既設システム業者との連携調整に対してどのように考えているか
		戸別受信端末の供給体制	長期にわたって、大きな仕様変更のない端末を供給できるか。また、価格は適当か等について評価します
		研修・マニュアル作成	職員操作研修をはじめとした具体的な導入指導計画について評価します
	⑪再整備工事にかかる見積金額	再整備にかかる金額	当該工事の実施において、効率的で適正な見積金額となっているか
	⑫維持管理費用	単年度及び10年間に必要な維持管理費用	保証期間等を考慮し、令和8年度からの10年間において必要な保守費用(想定額)について、効率的で適正な見積金額となっているかについて評価します
総合評価合計値			